昭和五十五年総理府令第二十一号

国勢調査施行規則

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項並びに国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第四条第一項、第五条第二項、第八条第三項、第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、並びに同令第十五条を実施するため、国勢調査施行規則を次のように定める。

（総務省令で定める島）

第一条　国勢調査令（以下「令」という。）第四条第一項第一号の総務省令で定める島は、次のとおりとする。

一　内閣府設置法第四条第一項第二十四号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）に規定する北方地域にある歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

二　島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

（調査関係書類）

第二条　令第六条第四項の総務省令で定める調査関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　調査世帯一覧（市町村長が、令第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区（以下この条において「調査区」という。）ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯（自衛隊の営舎内及び矯正施設（令第二条第一項第五号に掲げる刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院をいう。次号において同じ。）内の世帯を除く。）の情報を記載した書類をいう。）

二　調査単位一覧（調査区ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯（自衛隊の営舎内又は矯正施設内の世帯に限る。）の情報を記載した書類をいう。）

三　調査区要図（調査区ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯の所在地を記載した図面をいう。）

２　前項各号に掲げる調査関係書類の様式は、総務大臣が定める。

（国勢調査指導員証及び国勢調査員証並びに委託管理団体証の様式）

第三条　令第七条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第一号又は別記様式第二号とする。

２　令第十二条の三第四項の規定により読み替えて適用される令第七条第三項の総務省令で定める委託管理団体証の様式は、別記様式第三号とする。

（調査票の様式）

第四条　令第九条第三項の総務省令で定める調査票の様式は、別記様式第四号とする。

（未調査等の場合の届出の期限）

第五条　令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十一日とする。

（未調査の場合の調査を行う期限）

第六条　令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十二日とする。

（調査事項情報の審査等のための措置）

第七条　令第十一条の三第一項の総務省令で定める措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

第八条　令第十一条の三第二項の規定による審査は、調査事項情報を紙面又は市町村長の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

２　令第十一条の三第二項の規定による審査が終了した旨の通知は、調査情報ネットワークシステムに前項の規定による審査の結果を、市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

第九条　令第十一条の三第三項の規定による二次的な審査は、調査事項情報を紙面又は都道府県知事の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

２　令第十一条の三第三項の規定による審査が終了した旨の通知は、調査情報ネットワークシステムに前項の規定による審査の結果を、都道府県知事の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

（先行集計事項情報の審査、集計等のための措置）

第十条　令第十二条の二第一項第二号の規定による審査は、先行集計事項情報を紙面又は市町村長の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

２　令第十二条の二第一項第二号の規定による集計は、市町村長の使用に係る電子計算機を用いて行うものとする。

３　令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を閲覧することができる状態に置く措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

第十一条　令第十二条の二第二項第二号の規定による審査は、先行集計事項情報を紙面又は都道府県知事の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

２　令第十二条の二第二項第二号の規定による集計は、都道府県知事の使用に係る電子計算機を用いて行うものとする。

３　令第十二条の二第二項第二号の規定による先行集計事項情報を閲覧することができる状態に置く措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

（先行集計事項情報）

第十二条　令第十二条の二第一項第二号の総務省令で定める事項に係る情報は、令第五条第二号イに掲げる事項に係る情報及び調査票の枚数に係る情報とする。

（調査事務を委託できる施設）

第十三条　令第十二条の三第一項第三号の総務省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームとする。

（調査票等の保存）

第十四条　総務省統計局長は、令第十四条第一項の規定により総務大臣が審査した調査事項情報及び調査票を三年間、当該調査事項情報及び当該調査票のうち令第五条第一号イに掲げる事項に係る部分を除く事項が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

（調査方法についての基礎調査）

第十五条　令第十五条第一項第六号及び第二項第八号の調査方法についての基礎調査に関する事務は、次のとおりとする。

一　国勢調査の円滑な実施に資すると認められる調査方法、集計方法、調査票の様式等を調査研究するための調査の執行

二　国勢調査の結果の精度を検証するための調査の執行

別記様式第１号（第３条第１項関係）

（表　　面）

第　　号

国勢調査指導員証

政府統計

（写真）

氏　　名

この者は，　　年国勢調査の国勢調査指導員であることを証明する。

任命期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

年　　月　　日

総 務 省 統 計 局 長　印

（裏　　面）

注 意 事 項

１　この調査の事務を行うときは，この証明書を携帯し，必要に応じてこれを提示しなければならない。

２　この証明書は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。

３　この証明書を紛失したとき，又は記載事項に変更が生じたときは，直ちに市町村長に届け出なければならない。

４　この証明書は，任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは，直ちに市町村長に返納しなければならない。

統 計 法(抄)

第13条　行政機関の長は，……基幹統計の作成のために必要な事項について，個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

２　前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は，これを拒み，又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条　次の各号のいずれかに該当する者は，２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（中略）

二　第41条の規定に違反して，その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

＜国勢調査は，総務省統計局が，都道府県，市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列７番とする。

別記様式第２号（第３条第１項関係）

（表　　面）

第　　号

国勢調査員証

政府統計

（写真）

氏　　名

この者は，　　年国勢調査の国勢調査員であることを証明する。

任命期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

年　　月　　日

総務省統計局長　印

（裏　　面）

注 意 事 項

１　この調査の事務を行うときは，この証明書を携帯し，必要に応じてこれを提示しなければならない。

２　この証明書は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。

３　この証明書を紛失したとき，又は記載事項に変更が生じたときは，直ちに市町村長に届け出なければならない。

４　この証明書は，任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは，直ちに市町村長に返納しなければならない。

統 計 法(抄)

第13条　行政機関の長は，……基幹統計の作成のために必要な事項について，個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

２　前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は，これを拒み，又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条　次の各号のいずれかに該当する者は，２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（中略）

二　第41条の規定に違反して，その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

＜国勢調査は，総務省統計局が，都道府県，市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列７番とする。

別記様式第３号（第３条第２項関係）

（表　　面）

（写真）

第　　号

年国勢調査
委託管理団体証

（業務委託証明書）

以下の団体は，　　年国勢調査に関する業務の委託管理団体であることを証明する。

委託管理団体名：

調査従事者氏名：

有効期間：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

年　　月　　日

総務省統計局長　印

政府統計

（裏　　面）

注 意 事 項

1　この調査の事務を行うときは，この証明書を携帯し，必要に応じてこれを提示しなければならない。

2　この証明書は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。

3　この証明書を紛失したとき，又は記載事項に変更が生じたときは，直ちに発行者に届け出なければならない。

4　この証明書は，契約の解除により業務の委託機関でなくなったときは，直ちに発行者に返納しなければならない。

統 計 法（抄）

第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条　次の各号のいずれかに該当する者は，２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（中略）

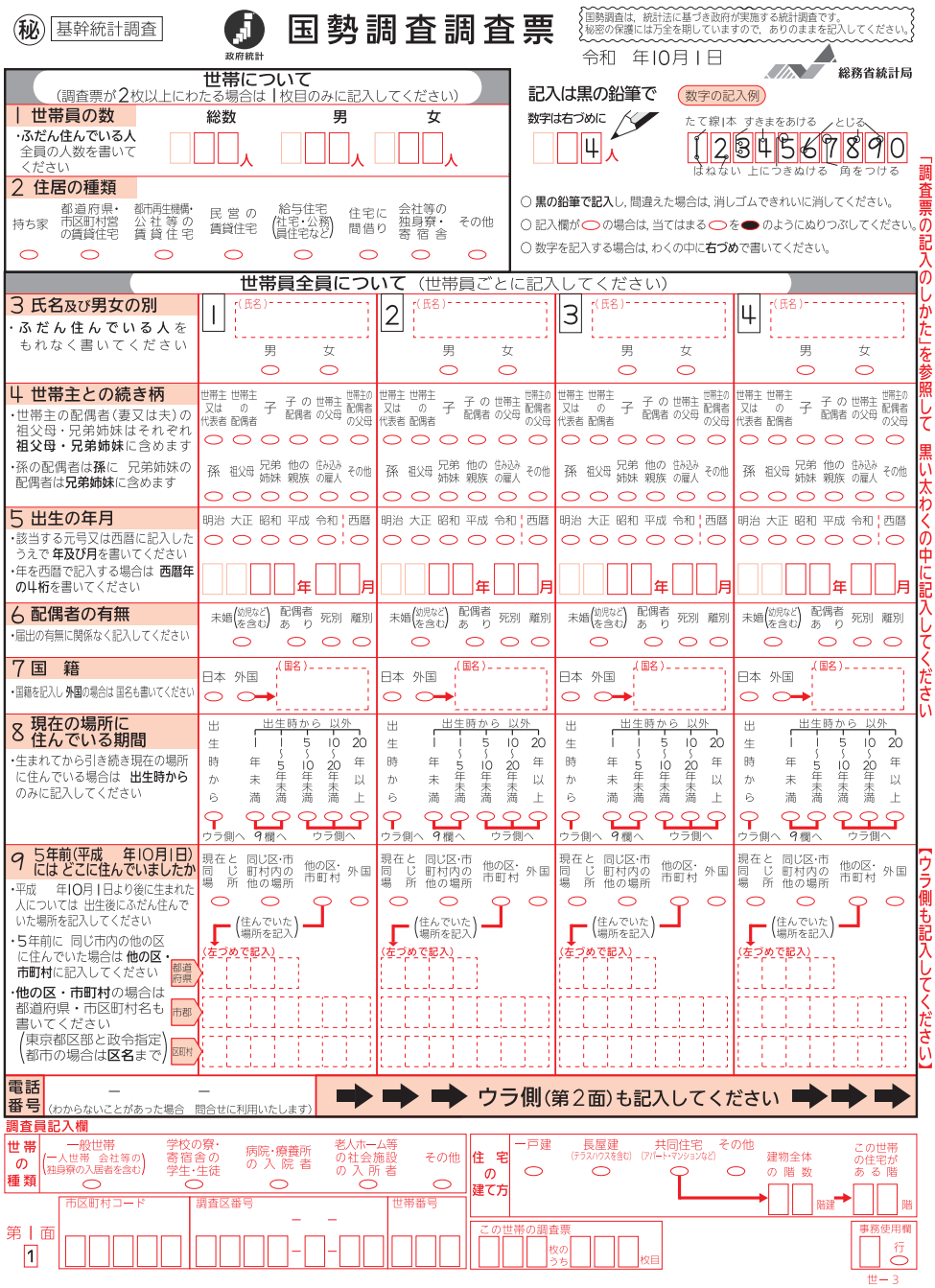
二　第41条の規定に違反して，その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

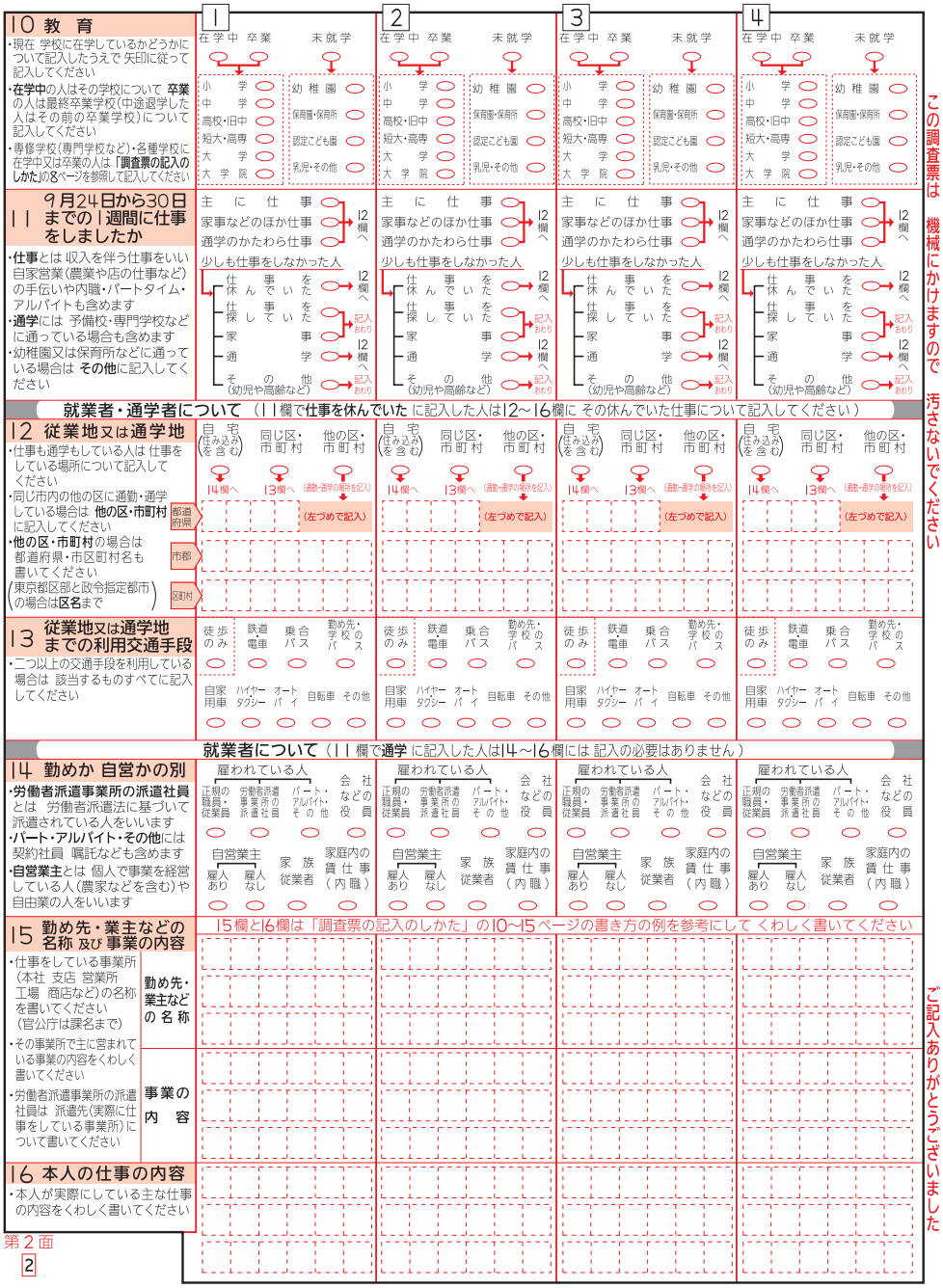
＜国勢調査は，総務省統計局が，都道府県，市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列７番とする。

別記様式第４号（第４条関係）




1
2
3
4
在学中 卒業 未就学
小学 中学 高校・旧中 短大・高専 大学 大学院
幼稚園 保育園・保育所 認定こども園 乳児・その他
10 教育
・現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで 矢印に従って記入してください
・在学中の人はその学校について 卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください
・専修学校(専門学校など)・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください
11 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか
・仕事とは 収入を伴う仕事をいい自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます
・通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます
・幼稚園又は保育所などに通っている場合は その他に記入してください
主に仕事
家事などのほか仕事
通学のかたわら仕事
12欄へ
少しも仕事をしなかった人
仕事を休んでいた
仕事を探していた
家事
通学
その他(幼児や高齢など)
記入おわり
就業者・通学者について(11欄で仕事を休んでいた に記入した人は12~16欄に その休んでいた仕事について記入してください)
12 従業地又は通学地
・仕事も通学もしている人は 仕事をしている場所について記入してください
・同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は 他の区・市町村に記入してください
・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください(東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)
自宅(住み込みを含む)
同じ区・市町村
他の区・市町村
14欄へ
13欄へ
(通勤・通学の場所を記入)
(左づめで記入)
都道府県
市郡
区町村
13 従業地又は通学地までの利用交通手段
・二つ以上の交通手段を利用している場合は 該当するものすべてに記入してください
徒歩のみ
鉄道電車
乗合バス
勤め先・学校のバス
自家用車
ハイヤー タクシー
オートバイ
自転車
その他
就業者について(11欄で通学 に記入した人は14~16欄には 記入の必要はありません)
14 勤めか 自営かの別
・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます
・パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます
・自営業主とは 個人で事業を経営している人(農家などを含む)や自由業の人をいいます
雇われている人
正規の職員・従業員
労働者派遣事業所の派遣社員
パート・アルバイト・その他
会社などの役員
自営業主
雇人あり
雇人なし
家族従業者
家庭内の賃仕事(内職)
15欄と16欄は「調査票の記入のしかた」の10~15ページの書き方の例を参考にして くわしく書いてください
15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容
・仕事をしている事業所(本社 支店 営業所 工場 商店など)の名称を書いてください(官公庁は課名まで)
勤め先・業主などの名称
・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください
・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先(実際に仕事をしている事業所)について書いてください
事業の内容
16 本人の仕事の内容
・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください
第2面
2
この調査票は 機械にかけますので 汚さないでください
ご記入ありがとうございました

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五九年六月二九日総理府令第三五号）

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年四月一七日総理府令第二七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二年四月一三日総理府令第一〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成七年四月一二日総理府令第二五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年三月一日総理府令第一四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年三月三〇日総理府令第三三号）

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年八月一四日総理府令第九〇号）　抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一五年三月一八日総務省令第三八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月二二日総務省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年一二月一〇日総務省令第一四一号）　抄

第一条　この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附　則（平成二二年四月一日総務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年八月七日総務省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和二年三月三一日総務省令第二七号）

この省令は、国勢調査令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。